

保育施設利用に係る支給認定要件について

- ・ 保育施設の利用にあたっては、「支給認定」という認定が必要です。
- ・ 「支給認定」は、市町村長が行います。
- ・ 「支給認定」は、保育利用希望の保護者からの申請を基に行います。

次のケースに関し、認定の可否に関し、疑義が生じたので、「審議事項」として、議題にあげさせていただきました。

ケース 1：保育施設利用開始時期

相談内容

生後 1 か月の保護者から次のような相談を受けました。

- ・ 生後 3 か月から、保育施設を利用し、仕事に復職したい。
- ・ 長子が、既に町の保育施設を利用しており、一緒に園を利用したい。

現行の取扱い

- ・ 益城町では、保育施設の利用時期を町全体で概ね 6 か月（5 か月程度）とし、利用にあたっては、哺乳瓶での哺乳完了を条件にしています。
- ・ 今回のケースでは、町内に利用できる施設がない状況です。

他市町村の状況

- ・ 熊本市内では、生後 1.5 か月から受け入れている園がある（天草市には、生後 0 か月から受け入れている園あり）。
- ・ 熊本県内で、生後 3 か月以内に受入を行っている園は、475 園中の 149 園（全体の 3 割程度）。

益城町の今後の取扱いに関し、検討をお願いしたい。

ケース 2：育児休業取得中の第 2 子妊娠による長子の保育利用**相談内容**

1 歳児の保護者から次のような相談を受けました。

- ・ 現在、1 歳児の子どもがいる。
- ・ 今年、夏ごろに復職することから、復職前に保育施設の利用を考えていた。
- ・ 復職を予定していたところ、第 2 子の妊娠が判明した。
- ・ 育児休業期間が延長することになるが、長子に関し、保育利用をしたい。

現行の取扱い

- ・ 益城町では、原則、復職をする 1 月前からの保育施設利用に係る支給認定をしています。
- ・ 今回のケースでは、復職が、延長したことから、認定要件に該当しません。

他市町村の状況

- ・ 市町村の状況により、対応が様々です。
- ・ 以上児なら「可」とする自治体もあり、保留児童がいらないかが受入れのポイントになっているようです。

益城町の今後の取扱いに関し、検討をお願いしたい。